

令和 2 年度事業計画

I. 基本方針

東日本大震災発生から 10 年目となる今年度は、7 月には東京五輪、8 月には東京パラリンピックが開催される予定です。しかし、日本での 56 年ぶりの“五輪イヤー”に水を差すかの如く、新型コロナウイルスが日本をはじめ世界各国に感染拡大しています。当市においても、主な公共施設を 3 月の 1 か月間、臨時休館せざるを得ない事態にまで深刻化しています。世界及び日本経済の減速に伴い、私たちの日常生活への影響が懸念されます。1 日も早い終息が望まれるところです。

さて、我が国では、今後確実に少子高齢化が進展し、総人口の減少及びニッポン経済を支える労働力人口の減少が顕著となることが確実視されています。高齢化率においては、私たちの多賀城市でも 24.51%（令和 2 年 2 月 29 日現在）にまで上昇しています。平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に高年齢者雇用安定法が一部改正され、希望する人は 65 歳まで雇用することが企業に義務付けられました。更に、少子高齢化の対策となる「働き方改革」の一つとして「高年齢者の就労促進」を推進するために、65 歳までの継続雇用年齢を 70 歳までに引き上げる案も出てきています。「働き方改革」の目的は、一億総活躍社会の実現です。今後、労働力人口を増やし、生産性を向上させていくためには、特に高齢者や女性の多様な働き方が今まで以上に求められています。

当センター会員の平均年齢は 73.8 歳（令和 2 年 2 月 29 日現在）です。定年制の廃止、定年年齢の引き上げ、継続雇用等により、シルバー人材センターへの入会年齢は徐々に上がっていくと思われれます。会社を退職後、当センターに入会すれば、年齢に関わりなく、個々人の希望に合わせた多様な働き方ができるところが、シルバー人材センターの最大の強みです。退職ロス（燃え尽き症候群）に陥ることなく、市民の皆さんに信頼され“任せられる喜び”を実感しながら就業することによって、何歳になっても自分の居場所と生きがい、そして健康が得られるのです。

当センターでは、会員はもとより役職員一丸となって、この喜びをより多くの当市高齢者の皆さんに届けると共に、より一層地域社会に貢献してまいります。

市民の皆さんに信頼されて満 36 年。

これからもシルバーで“この笑顔・実感！”

健康で働く意欲がある限り、何歳になっても
充実した自分の居場所と生きがいを見つけましょう。

II. 重点項目

1. 安全就業の徹底

(1) グループ就業における就業前・後のミーティングによる
作業現場危険個所の把握と履行確認の徹底

〔専門職種においては、「命を守るミーティング用シート」
記入の完全履行〕

(2) 機械刈り除草作業に伴う石飛ばし及びケーブル切断事
故の防止徹底

(3) 会員への健康管理・安全就業に係る情報提供の促進

2. 更なる会員の確保

〔特に、組織活性化のための女性会員の入会促進〕

3. 就業機会の更なる開拓と適材適所の就業機会の提供

(1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

(2) 請負・委任事業における適正就業の推進

4. 公益社団法人としての組織強化と経営の安定

III. 年度目標

1. 会員事故：就業中・就業途上の傷害及び賠償事故 0件

〔特に、就業会員全員による就業前・後のミーテ
ィングとお互い注意し合える関係ができれば、
ほとんどの事故は、防げるはずです。〕

2. 会員数：正会員 568名（うち女性会員170名）

：多賀城市の60歳以上の人口に対する会員の
入会率 3%以上

：賛助会員 26団体

3. 就業率：80%〔含む・労働者派遣事業〕

4. 事業実績：受託・独自事業収入金額 97,000,000円

：受託・独自事業就業延人員 22,000人日

：労働者派遣事業契約金額 96,000,000円

：労働者派遣事業就業延人員 18,000人日

IV. 事業実施計画【公益目的事業の内容】

1. 就業開拓提供事業

「会員を増やすこと」と「就業機会を拡大し広く提供すること」は、シルバー事業の円滑な推進にとって、まさしく車の両輪であり推進力の要です。高年齢者意識の多様性を当センター事業に反映し、就業意欲のある方には積極的に就業機会を提供すると共に、就業ばかりでなく趣味やボランティア活動など生きがいを求める方には、入会して活動しやすい環境を会員と共に創り上げていくことが当センターに課せられた使命と考えています。

◎今年度は特に

- ・『受注機会を逃さないために会員増強を促進する事』
- ・『組織活性化のために女性会員の活動の場を拡大する事』
- ・『量より質を追求＝お客様に100%満足していただく事』

(1) 会員の入会促進及び退会抑止の取組み

“公益社団法人”としての当センターにとって、所属会員数は大きな社会的意味を持っています。会員が多いか少ないかは、多賀城市民の高齢者にとって、当センターが魅力的な組織かどうかを推し量る重要な指標でもあります。会員が増えれば増えるほど受注できる領域が広がり、その結果、ミスマッチの確率が減少し就業機会の拡大にも繋げることができます。入会者の入会動機は多様化しており、幅の広い就業ニーズに応え、総合的な入会促進に努めます。特に、女性会員を増やすことがセンター組織全体の活性化を促すこととなるので、女性が集い情報交換できる場を設け、女性会員の活動範囲を拡大できるよう努めてまいります。

① 入会承認手続きの簡素化及び迅速化

② 「女子会」組織の活性化とサークル活動との連携

→ 女子会メンバーによるワークプラザ教室等受講女性利用者（手芸、英会話、俳句、パソコン、書道等）への入会呼びかけ活動の強化〔女子会への出席体験のお誘い等〕

→ 女子会の開催（年4回程度、同時にお花見・食事会等も）

→ 「女子会主催の年間行事」創出のための調査研究

　　《一例：フリーマーケットへの出品・販売》

→サークル〔井戸端絆の集い、手芸（はまなすの会等）、カラオケ愛好会、たびくらぶ、家庭菜園、ウォーキングクラブ、ダンス、太極拳など〕との交流促進及び連携強化

→コラボ事業、合同ボランティア（施設慰問等）の創出

③週刊誌的“視覚に訴える”チラシの活用〔定年退職者向け、女性会員向け、自分に合った働き方改革等〕

④入会説明会（月2回）の継続

⑤「入会説明会」ご案内チラシの全世帯配布（年3回程度）

⑥入会後の迅速な就業機会の提供

⑦サークル活動等生きがい・趣味等の情報提供と活動継続のための裏方支援

⑧シルバーワークプラザ自主事業の充実と利用登録者への積極的勧誘

⑨ハローワークとの連携強化

⑩長老会員に対し、地域班員全員で地域班会議への出席を促すと共に、日頃から事務局職員による声掛けを強化

(2) 請負・委任事業

平成29年度から積極的に労働者派遣事業への移行を試みた結果、請負・委任契約に基づく仕事の受注量は年々減少していましたが、平成31年度以降は下げ止まり傾向に転じています。一般家庭から受注する業務の大部分は、請負・委任事業の内容であり、派遣事業よりもなお一層地域社会に密着した仕事です。特に、植木剪定や除草等の依頼件数は年々増加の傾向にあります。注文が集中する時期には、お客様にお待ちいただくこともあり、場合によってはお断りせざるを得ない事態が発生しています。これらの職種においては、受注量に対応しうる人材の確保及び技能の更なる向上が求められています。

①令和2年度分の植木剪定予約受付開始日を1/20に統一。

→作業終了時に次年度の作業予約が可能だった常連発注者に対する新規発注者の不公平感を解消

→事務局では、月別の作業希望日で受注できるので、年間の仕事量を比較的早く把握でき、就業会員の過剰就業を抑制し、計画的運用が可能

- ②平成31年度に引き続き、今年度も「空き家管理」業務及び「お墓清掃サービス」業務を多賀城市の『ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品』として申請し登録
- ③請負・委任で受注できる仕事(植木剪定、襖・障子張り、大工、伐採、除草、屋内外清掃、筆耕及び委任された業務を会員が自分の裁量で処理する一般事務等)を積極的にPR。一般家庭就業開拓時、チラシ等をポスティング
- ④除草・植木剪定・伐採等の職種においては、巻込み車による残材運搬・処理までの一連作業が可能であることをアピールし受注促進
- ⑤「一人暮らしの高齢者」を支える家事援助事業の推進。
⇒特に、平成28年度から多賀城市から委託されている総合事業「介護予防・日常生活支援事業」に組織的に対応できる体制を整備する(認知症サポーター講習会やハウスクリーニング講習会への受講促進を継続。事務局と従事会員との情報交換を強化すると共に、各種研修会へ参加し技能向上を図る)

(3)労働者派遣事業

今後、派遣事業を積極的に推進していく上で、法令に基づく適正な契約形態を企業側に如何に理解していただくか、また、企業側が負担する経費の額に対して、当センターが派遣先企業に対して如何に貢献度を高めていけるかが課題となります。「臨時的、短期的かつ軽易な就業」の範囲で、どのようにすれば当センターの存在感を示していけるかが問われています。企業の求人に対し、迅速な適任者の選定と対応に全力を尽くします。当然のことながら、派遣元の本部である(公社)宮城県シルバー人材センター連合会と密に連携し、法令に沿った事業を展開します。

また、当センターでは、より多くの会員が就業機会を得られるよう、ローテーション就業体制を堅持いたします。

- ①業務内容を精査し、適正な契約形態での受注
- ②就業開拓員等による営業活動(特に民間企業)の継続
- ③会員への「電話による就労意向打診」及び「求人情報の提供」等により、適材適所の人選手続き
- ④労働者派遣法等の関係労働法規厳守義務を果たすため、宮城県シルバー人材センター連合会との連携強化

(4)職業紹介事業

求職者となる会員は、当センター会員の身分のままに就労を希望する会員がほとんどのため、従来どおり労働者派遣事業推進に重点を置いて推進します。また、事務局では随時相談できる体制を整えています。

2. 普及啓発事業

シルバー事業の意義を広く社会に周知し、新規会員加入の促進、また、就業先を確保するために会員、役職員が連携し、効果的な普及啓発活動を実施します。

(1)入会促進のための普及啓発

① 会員の皆さんへのお願い

『会員一人、新規会員1名確保運動』の推進

- ②ワークプラザでの自主事業のご案内を行政区回覧板に掲載すると共に、公共施設に勧誘チラシを常備
- ③ワークプラザ来館者及び利用登録者、講習会等受講者への積極的な勧誘
- ④平成28年度から新規に設置した地域班単位の地域連絡所を増設し、地域啓発拠点とする〔会員有志の自宅等にて、入会促進ポスターや発注促進ポスターを掲示する業務を委託〕。⇒87箇所(H31年度実績)を100箇所以上に。
※この委託業務のもう一つの目的は、地域班活動の活性化を図るため。今後共、この委託を存続させるためには、少なくとも班員の50%以上の皆さんが地域班会議に出席することが求められています。
- ⑤会員が就業している仕事内容及び入会説明会日時を掲載した入会促進チラシを全世帯配布
- ⑥会員の生き生きとした情報を満載したシルバー会報『新年号』の市内全戸配布
- ⑦ホームページによる情報公開
- ⑧「市政だより」に入会説明会のご案内掲載
- ⑨企業・商店・掲示板等への入会促進ポスターを継続掲示
- ⑩地域貢献ボランティア活動及び会員同志の絆強化事業の実施(春＝地域班単位での活動、秋＝全体での活動)
- ⑪取引協力企業等に対し、賛助会員への加入促進

⑫新規サークル活動の発掘と積極的な情報発信

(2)就業機会開拓のための普及啓発

①発注者への最も効果的な普及啓発の方法は、発注者に満足していただける仕事をする事。

⇒“あなたなら任せられる”と思ってもらえる人間関係の構築こそが大切。

②公共施設・企業・商店等へのPRチラシの配布及び常備

③会員による市内商業施設店舗前での普及啓発活動

④「多賀城市民市」へ出店し、独自事業の展示販売

⑤多賀城市シルバーワークプラザでの手芸品の展示販売

⑥ボランティア活動〔市内清掃活動＝春・秋〕の実施

(シルバー人材センター事業普及啓発月間 10/1～31)

⑦春夏秋冬の簡易パンフレット“こんな仕事もお任せくださいPR”を発注者への請書送付時同封

⑧『会員一人一人が営業マン運動』の推進

3. 研修・講習事業

技能職種に関わる仕事を継続してお客様に提供していくためには、後継者の発掘と育成が必要です。しかし、残念なことに、技術者の高齢化に伴い多くの技能職種で人材が不足している状態です。このことから、技能講習会を開催し、センターの会員ばかりでなく60歳以上の市民に広く受講を呼び掛け、入会につながるよう努めます。

また、多賀城市シルバーワークプラザを有効活用し、自主事業として各種技能講習会及び社会参加促進事業を実施します。

(1)技能職希望会員(含.ワークプラザ利用登録者)対象

技能習得による就業機会の獲得・拡大を図るための技能講習会(襖張り・障子張り、クロス張り、網戸張り、植木剪定、塗装、ハウスクリーニング、書道、普通救急・救命)の実施

(2)正会員対象

職場環境を良好にするための知識を身につけることを目的とする安全衛生講習会(安全就業、接遇マナー、シルバー理念認識等)の実施。

また、新入会員対象に「認知症サポーター」「ハウスク

リーニング」講習会の受講義務付け。

(3) 正会員及びその他の市内高齢者対象

① 社会参加を促進するための生きがい対策教室(パソコン、手芸、英会話、料理、日曜大工、囲碁・将棋、グランドゴルフ、俳句、日本画、レザークラフト、折り紙、着物着付け、生け花等)の開催

② 自動車誤操作等による高齢者関連の交通事故が多発しているので、自動車運転実技適性診断講習会を実施

(4) 労働者派遣事業で雇用される正会員対象

派遣作業内容により必要とされる技能や知識を身に付ける研修会への参加促進(宮城県SC連合会及び派遣先での研修会を含む)

4. 調査研究事業

未就業会員の解消、技能職人材の確保、発注者の要望等をセンター事業に反映させるための調査を実施します。

また、女子会を組織化し、女性会員の入会促進と活躍の場を拡大するため、定期集会を通して他の団体等が実施している事業やボランティア活動等を調査し、女性会員が楽しく参画できる事業を検討します。

(1) 未就業会員対象

未就業会員への聴き取り調査を実施し、就業希望の方々には、よりの確な就業機会の提供に繋げ、就業目的以外の方々には、地域班活動やサークル活動、ボランティアなどの社会参加活動への参画促進

(2) 一部の70歳未満新入会員対象

技能職種後継者発掘のため、書面による意向調査(興味の有無、経験年数、今後の意思確認等)の実施

(3) 発注者(企業、一般家庭)対象

発注者に対するサービス向上を図るため、お客様満足度調査(発注理由、仕事の仕上がり評価、会員及び事務局職員の応接態度、その他意見・要望等)の実施

また、その調査結果の一部を当センターホームページに掲載し、市民の皆さんに公表

(4) 行政主導の「協議体」へ積極的に参加し、今後当センターがどのような形態で、地域貢献できるかを調査研究

(5) 「女子会が主体の年間行事」創出のための調査研究

5. 相談事業

仕事や生きがいに関する高齢者の疑問や悩みを解消するため、適切なアドバイスを提供します。

(1) 正会員対象

- ① 請負・委任契約に基づく就業相談(随時)
- ② 派遣元責任者による労働者派遣事業契約に基づく就労相談(随時)
- ③ 職業紹介事業紹介責任者による職業紹介事業契約に基づく紹介相談(随時)
- ④ サークル活動やスムーズな加入促進に関する相談

(2) 市内高齢者対象

- ① シルバー事業内容概要説明会の開催(毎月2回)
- ② 技能習得及び社会参加活動に関する相談(随時)
- ③ 就業・就労に関する相談(随時)
- ④ その他、相談先窓口の検索・アドバイス

6. 安全就業推進事業

シルバー事業推進にあたっては、会員の安全及び健康は最優先課題です。会員が健康で安全に就業できるよう、健康増進や安全就業に関する情報をできる限り提供してまいります。

また、会員一人一人が守るべき事項を十分理解し、安全に対する共通認識を高め、チームプレーを最大限に発揮できるように、グループ内でのミーティングの強化を促します。

(1) 『命を守るミーティング用シート』の完全履行

＝就業現場ごとに、就業会員全員が毎日行う声掛け
⇒「うっかり忘れ」や「指摘しにくい」を解消

(2) 就業時の安全一声運動の励行(常時)

(3) 新入会員対象に安全講習会開催(入会承認の都度)

(4) 安全部会員及び役職員による就業現場の巡回パトロール(年数回)及び安全指導の徹底(随時)

(5) 安全意識喚起のための職域班(植木剪定、機械刈り除草)所属会員に対する出発式の開催(春先及び盆明け)

(6) 安全部会と職域各班長との安全作業検討合同会議の開催

- (植木剪定職域5班、機械刈り除草職域5班)
- (7)職域班による安全衛生管理計画書の策定及び職域別安全手順書等の随時改定と従事会員に対しての周知徹底

☆【所属会員全員が心に誓った
令和2年度安全スローガン】

◎植木剪定職域班

『互いに声をかけあい、
チーム一丸となって事故0を目指します。』

◎機械刈り職域班

『物損事故・傷害事故ゼロ、
安全最優先、自分勝手な判断で行動しません。』

- (8)企業構内「機械刈り除草」範囲内の危険個所の事前把握
→配線ケーブル等の切断事故を防止するため、可能な限り発注企業構内の平面図（設備配置図）の提供を求め、発注者担当者と事故防止対策を共有する。
- (9)機械刈り除草・石飛ばし防止対策の徹底
機械刈り除草職域班長との週1回の打合せにおいて、次週の作業現場状況及びネット張り配置を確認する。
- (10)派遣事業・衛生委員会の開催と情報提供
派遣会員の労働災害防止と健康増進等を図るため、委員会を毎月1回開催する。
また、委員会の議事録や産業医による健康講話の内容は、施設内『安全掲示板』に掲示し周知する。
- (11)安全就業、健康管理等に関する「安全だより」の発行及び配布(会報内コーナーにて掲載)
- (12)塵芥車両に係る安全操作講習会の開催
- (13)運転業務従事会員及び事務局職員に対するアルコール度チェック検査の実施(毎日)
- (14)市の健康診断受診及び治療の徹底の奨励
- (15)施設内の簡易血圧測定器利用促進
- (16)事務所内壁に『事故発生状況』を掲示し、注意喚起
- (17)職域班グループ長に「事故発生状況」を配布し、その都度所属会員に伝達説明する体制整備
- (18)全国安全週間(7月)に合わせ、会員各位に安全標語等を募集し、優秀作品をワークプラザ内に展示

(19) 公衆トイレ清掃業務を1人で行っている女性会員に防犯ブザーを貸与し、安全を確保

7. 指定管理者としてのワークプラザの適正な運営

当センターは、平成30年度に多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者として再度認定され、3期目となる平成30年度から令和4年度までの5年間の管理運営を託されました。

この公の施設は、平成22年に開館し当センター会員はもとより、市内の高齢者の就労等を支援する拠点施設として位置づけられています。当センターは、指定管理者として、「多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者基本協定書（平成30年2月）」に基づき、就労や地域活動など高齢者の活動機会を創出、支援することにより、高齢者の生きがいや健康づくりなどに寄与するため、今後とも適正な運営に努めます。

8. 組織運営体制の充実と事務の効率化

公益法人としての組織を維持するため、健全で安定した財政基盤の確立はもちろん、理事会、専門部会（安全部会、広報部会）、派遣事業衛生委員会、地域班、職域班等の活動において、役職員及び会員の積極的な協議を重ね、より一層地域社会に開かれた事業運営に努めます。

また、近年の派遣事業分野の業務拡大に伴い、企業との契約交渉や会員個人ごとの有給休暇日数の管理事務、ローテーション就労体制の維持などの事務量が激増しています。今後共この傾向が強まることが予想されており、事務局体制の拡充・強化が不可欠な状況です。当センターにおいても、労働基準法等の労働諸法規を厳守しながら、『働き方改革』に沿った事務局体制を確立していかねばなりません。

本年度も、会員の就業・就業環境の向上や事業の拡大に全力で取り組むと共に、事務局体制の充実と事務作業の合理化を図りながら、経費節減に努め、効率化を高めてまいります。

(1) 正規職員1名の採用と育成

＝近い将来を見据えた事務局体制の基盤づくり

(2) 契約職員(主に派遣事業担当)の配置による事務処理の継続性を維持